

令和4年度 宮城県いじめ防止対策調査委員会

令和4年12月8日(木) 10:00~12:00

宮城県庁(行政庁舎)9階 第一会議室

<委員>

野口 和人 委員、武田 賢治 委員、小幡 佳緒里 委員、佐藤 あけみ 委員、内藤 裕子 委員、長谷 諭 委員、小野 彩香 委員、古川 浩智 委員、狩野 靖士 委員、粕谷 裕子 委員

<県教育委員会>

遠藤 浩 副教育長

遠藤 秀樹 高校教育課長

伊藤 克宏 心のサポート専門監

<欠席者>

白石 雅一 委員、船越 俊一 委員、千葉 宗久 委員

(資料の確認)

<1 開会>

- (1) 出席者紹介
- (2) 副教育長 あいさつ
- (3) いじめ防止対策調査委員会の概要

(内藤委員長)

最初に本会議の公開非公開について確認をしたいと思う。

情報公開条例により、審議会等は公開で行うことが原則となっているが、非公開情報が含まれる場合、及び公開することにより、公正かつ円滑な審議に支障が生ずる場合には、当該会議の構成員の3分の2、以上の多数の決定により、一部公開または非公開とすることができる。

本日の議事のうち、3のその他については、個人情報が含まれることから、非公開が適当と考えているが、委員の皆様、いかがか。

よろしいか。

(委員)

はい。

それでは、その3のその他については非公開で行うこととする。

(内藤委員長)

それでは報告に入る。

(1)の令和3年度児童生徒の問題行動不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査、宮城県分になるが、そちらの結果について、事務局からご説明をお願いしたいと思う。

(事務局)

お手元の資料よろしいか。

文部科学省から公表された令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における、本県の児童生徒の状況について御報告する。これについては、すでに10月27日に報道で発表されているものである。

本調査は、統計法に基づいて文部科学省が行っている調査であり、生徒指導上の諸課題の現状を把握し、今後の施策の推進を図ることを目的に、毎年度実施しているものである。それでは、小・中・高等学校及び特別支援学校分について、一括して説明する。

資料は、1ページから7ページまでとなっている。

資料1ページ。

「1 調査の趣旨」から「3 調査対象」までは記載のとおり。

「4 調査結果の概要」の(1)暴力行為をについて①発生件数は小・中・高等学校合わせて2,303件、児童生徒1,000人あたりの発生件数は、前年度から1.4件増加し、9.9件で、全国平均値より3.9件上回っている。

資料2ページ。

②形態別発生状況についてですが、小学校では生徒間暴力が前年度並みで、対教師暴力・対人暴力はやや増加、中学校では、対教師暴力・対人暴力が減少し、生徒間暴力は大きく増加している。

高等学校については、対教師暴力が前年度並みで、生徒間暴力は増加、対人暴力は減少している。

器物損壊については、小・中学校、高等学校ともに増加した。

次に、2ページの中ほど。

「(2)いじめ」の①いじめ認知件数について。

小・中学校、高等学校、特別支援学校の全てで、認知件数が増加している。児童生徒1,000人あたりの認知件数は62.9件で、全国値と比較して15.2件高い値となっている。

②の解消率については、校種ごとの数値は公表されておらず、本県の4つの校種を合わせた数値は81.9%であり、全国の80.1%と比較すると、1.8ポイント高くなっている。

③のいじめ重大事態の発生件数については、本県では、小・中・高等学校、特別支援学校を合わせた発生件数が19件で、内、1号が4件、2号が15件、1、000人当たりの発生件数は0.08件となっている。

重大事態に対しては、「疑い」が生じた段階で調査を開始すべきものとなるので、今回報告している発生件数は、法に基づき調査すべきものを適切に調査した結果となっている。

いじめについては、その深刻化を防ぐため、早期発見に努め、積極的に認知し、適切に対応することが重要となるので、今後とも些細ないじめも見逃さず、積極的な認知を進めるとともに、中・長期的な視点で被害者・加害者双方への丁寧で寄り添った対応を重視するよう、市町村教育委員会及び学校に促していく。

次に3ページ「(3) 小・中・高等学校の長期欠席（不登校等）」について、まず、小・中学校について、表にある長期欠席総数のうち、不登校児童生徒数は、小・中学校ともに前年度より増加した。

不登校出現率については、小学校において1.46%、中学校においては6.01%となっており、全国平均値と比較すると、小学校は0.16ポイント、中学校は1.01ポイント上回っており、依然として全国と比べ高い状況にある。このことについては、学校に登校していない児童生徒に対する教育機会の確保に向けた取組をより一層推進していく必要があると捉えている。

次に、4ページ「高等学校の不登校」について、不登校出現率は2.79%で、前年度より0.76ポイント増加した。依然として高い水準で推移しており、校内における組織的な取組とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部専門家によるきめ細かな支援の充実をより一層図っていく必要がある。

次に、「(4) 高等学校の中途退学」について。

中途退学率は1.3%となり、全国値の1.2%と比較すると0.1ポイント上回っている。今年度は、大幅に減少した前年度と比較すると0.1ポイント増加しているが、震災後のピークであった平成25年度の2.0%から概ね減少傾向にある。

最後に、5ページの「5 県教委としての対応」について。

暴力行為の発生件数やいじめの認知件数の増加については、新型コロナウイルス感染症の影響により登校日数が大幅に減った令和2年度と比べ令和3年度は、休校等が減少したことや、行動制限が徐々に緩和される中、児童生徒同士が関わり合う機会が多くなったことなどが影響していると考えられる。

また、不登校児童生徒数については、小・中学校、高等学校、全てにおいて前年度より増加していることから、学校に登校していない児童生徒に対する「教育機会の確保に向けた取組」をより一層を推進していく必要があると捉えている。

今後も、子供たちの不安や悩みを受け止め、一人ひとりに寄り添うことが何よりも大切であるという認識のもと、全ての児童生徒にとって「魅力ある・行きたくなる学校づくり」を推進するとともに、今回の調査結果を踏まえ、関係機関等と連携しながら、県教育委員会としての取組を一層推進していく。

特にいじめについては、その深刻化を防ぐため、積極的に認知し、適切に対応することが重要であり、認知件数の増加を肯定的に捉える考え方が学校・市町村教育委員会をはじめ、社会的に一定程度定着してきていると考えている。本県では、各学校が積極的な認知に努めているため、全国と比べても高い水準にあり、今後も、日常的に注意深く観察を継続しながら、いじめが起こりにくい環境づくりと早期発見、そして、児童生徒による「主体的ないじめ未然防止の取組」の促進に努めていく。また、スクールロイヤーを活用したいじめ予防教室や法的相談の実施、ネット被害の未然防止に向けたフィルタリング機能の普及促進、情報モラルの啓発、ネットパトロールの実施等もさらに推進する。さらに、児童生徒が相談できる体制の構築が重要であることから、24時間SOSダイヤルやSNS相談などの相談機関の一層の周知に努める。

いじめの解消については、安易にいじめが解消したと捉えず、被害生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、継続的な観察を行うことが大切であると考えている。これからも学校に対して、この考え方に基づく対応の周知徹底を図っていく。

次に、不登校については、未然防止・初期対応の観点から、「みやぎ『行きたくなる学校づくり』推進事業」を一層推進するとともに、教室で過ごすことに困難を抱える児童生徒の居場所を校内につくり、学習支援と自立支援を図る「不登校等児童生徒学び支援教室充実事業」において、実践校を令和4年度は38校まで増やしており、現在教室利用の児童生徒の多くに、出席率向上等の兆しが見られる。

また、県内33市町村に設置されている「みやぎ子どもの心のケアハウス」における学校以外の居場所や学びの場の提供を継続するとともに、各学校においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的なアセスメントに基づいた児童生徒一人一人の個別の支援計画を作成し、見通しをもって支援にあたるなど、組織的な取組を推進している。

今後も、教育機会確保法に基づき、不登校は問題行動ではないという認識のもと、「どこにいても、誰かとつながっている」をコンセプトに、フリースクール等民間団体との連携強化を図ったり、1人1台端末の活用を促進したりしながら、学校に登校していない児童生徒の支援の充実を図っていく。

高等学校においては、震災時に幼稚園や小学校低学年だった生徒が入学しており、新型コロナウイルス感染症の影響にも配慮しながら、幼保・小・中学校と連

携した心のケアを継続して行っていく必要があると考えています。また、すべての県立高等学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、高等学校の要望を踏まえながら、スクールソーシャルワーカーや学校生活適応支援員等を配置することで、問題行動・不登校等の未然防止及び早期発見に対応できるよう、校内の生徒指導体制や教育相談体制の充実を、引き続き図ってまいりたいと思います。さらに、高校入試では、不登校のみをもって不利とならないよう配慮している。

今後は、本調査の結果分析を更に進め、市町村教育委員会や関係部局、民間施設等との連携を密にし、5ページから6ページにまとめた各取組と7ページの事業を一層推進し、諸課題の解決に努めてまいりたいと考えている。

(内藤委員長)

それでは、委員の皆様からご質問があればお願いします。

(小幡委員)

3点お聞きしたい。まず1点目が、暴力行為のところで、器物損壊が、数字的に増えているように見られるが、具体的にどういうものなのか。おわかりになれば、教えていただきたい。

次が、5ページ目の問題行動への対策のところだが、暴力行為のところに、警察との連携というのが非常に多く記載されていて、私としては、暴力行為というと警察というのに抵抗があるというか、学校の中で警察にすぐ、頼ると言ったらあれだが、中に入ってくるというのは本当にいいのかなあというような思いがあるが、この連携の仕方が、具体的にどのようなものなのか教えていただければと思う。

それからもう1点が、先ほど不登校の、同児童に1人1台端末の促進を図っていくというようなご説明もあったかと思うが、現状、例えばコロナの関係もあって、授業形態が何らかの変化した部分があるのかどうか。

その授業形態の変化、例えばその端末、1人1台端末というような形で端末を主にした授業ですとか、そういうような、授業形態の変化があつて、それが不登校とか、学校での児童間のコミュニケーションの問題が生じているということはないのか、そのあたりをお聞きできればと思う。

以上です。

(事務局)

ご質問ありがとうございます。

器物損壊ということだが、大きなものということではないが、児童生徒は感情を抑えられないときに、やはり物に当たってしまつてというところでの案件がいく

つか報告されているので、大きく何かを、破壊したのかという形ではない。軽微なものもきちんと報告しているということでご理解いただければと思う。

誰かにけがをさせるとか、施設に重大な被害を及ぼすとか、そういう形での器物損壊は、報告を受けてないということでは把握している。

もう一つ、警察との連携ということであるが、どちらかというと、5ページの(2)の①、②、というところと③というところである。警察OBの方に支援として、学校に入らせていただく事例がある。かといって、支援員の方がすごく警察のスタイルで入ってくる形ではなく、子供たちに寄り添う形で、非常に丁寧な対応をしてくださり、そういう子供たちをうまくクールダウンさせていただくというか、見守っていただくというか、そういう形での連携が今のところ主である。それから③、連絡協議会ということで、双方の抱えている案件の状況とかを、情報交換するという形で、連携をしているというところなので、学校が直接警察と密に何かを大きくやるという重大な案件はそうそう多くないと把握している。以上でございます。

(小幡委員)

1人1台端末の件については。

(事務局)

高校教育課である。

端末を用いたオンラインによる授業はコロナ等で、学校になかなか来られなくなってしまった生徒、陽性や濃厚接触者になった際にリアルタイムでその学校の授業を配信してオンラインで参加していただくというものである。令和2年度の場合には、まだまだコロナに対する知見がそれほど広まっていないというところもあり、臨時休校、或いは学年閉鎖ということが頻繁に行われていたが、年々その件数というのは減ってきている。

特定の方が感染してしまった場合に、オンラインでつなぐというふうな形で進めているので、オンラインによる授業形態が直接的に例えば不登校を誘発しているとか、そういうものではないというふうに私どもとしては認識をしている。不登校が増えた要因というのは先ほど説明があった通り、前年度は3月からだが、全国的に一斉休校で全部止めますということがあった。年度が改まって2ヶ月間遅れてのスタートになった。それだけ授業日数が少なかったということ等もあり、子供たちの接触というものもなるべく控えるようにといろいろな配慮の下で、数は減っていった。しかし令和3年度に学校が通常通り再開されることによってまた元通りになったことで、若干増えた。

それはコロナがいろいろと感染している中で不安な気持ちとか、或いは生活の

リズムの変化、そういったものももしかしたら影響しているのではないかなというふうに考えられる。

ただ不登校の場合には、これがというような要因を特定するというのは非常に難しいところで、複合的にいろいろなものが絡んで不登校になっている状況がある。これがということはなかなか特定できないが、コロナで先ほど話したような状況というものが一つの要因としてはあるのかなというふうには感じている。

(内藤委員長)

小幡先生。よろしいですか。

(小幡委員)

ありがとうございます。先ほどの器物損壊の関係なのだが、具体的に学校の例えば設備のどういうものとか、何か具体的にご指摘いただけるものがあれば教えていただきたいかったのだが。

(事務局)

すみません。今器物損壊について詳細なデータで、こういうのがありましたという事例は今は把握している資料がない。子供たちのやりとりで暴力になったという資料は把握しているが、もう少しお調べしてまた次回、お知らせできればと思う。

(内藤委員長)

では、今の三つのご質問について、皆様から、加えて何かということはあるか。よろしいか。それでは、他に何かご質問はあるか。

(佐藤委員)

佐藤です。質問させていただく。この統計調査とは直接関係ないところで、恐縮だが、最後の3の不登校児童生徒への支援の充実というところで、説明してくださった、すべての高等学校にスクールカウンセラーを配置するというご説明が先ほどあったと思う。少しそのことについてお尋ねしたい。

私が個人的に知っている情報では、すべての高等学校にスクールカウンセラーが配置される前に、各高校で個人的にというか、例えばPTAの会費の方で、スクールカウンセラーを雇用するというようなやり方でやってきた高校が初めあって、それがそのまま続いている。教育委員会さんからの予算と、あとはPTA会費の方からのスクールカウンセラーと、並行しているところとか、今、統一しつつあるのかもしれないが、少しその辺の事情とか、県教委さんのお考えとかを

教えていただきたい。

(事務局)

県教育委員会では何年度からというのは、今はすぐお答えできないが、少なくとも10年は全ての高等学校に、県の予算でスクールカウンセラーを配置しているというところだ。今話があった、学校で保護者の負担によって、スクールカウンセラーを独自に任用、或いは配置しているという情報はこちらとしては、県立高校の中での話にはなるが、掴んでいないというところだ。

(佐藤委員)

その辺については、県教委さんの権限を離れた、各高校の親御さんの考えもあっての、自由な活動で任せられているということによろしいか。

(事務局)

実態を我々が掴んでいないので、我々としては県でしっかりと全校に配置をして、それに対応できているという認識でいる。しかし、もしそのような学校があるのであれば、それについては学校とよく相談しながら、どういう状況か、改善できるところはないか、保護者に負担していただくというのは申し訳ない話だ。県の責任でしっかりやるというのが一義的に重要なところかなというふうに考えているので、そこはしっかりと対応してもらいたいなと思っている。まずはそういったことがあるかどうかというところについて、しっかりと把握して参りたいと思う。

(内藤委員長)

では、把握について、よろしくお願ひしたいと思う。そのほかに何か。

(野口委員)

野口です。調査のご報告並びに説明ありがとうございました。毎年この調査を見ていて、平均値との比較で宮城県がかなり高いという状況がずっと続いているようなところだが、平均値と比較した場合には、必ず各層より高い低いというのは出てくる。これは間違いないことで、そのことだけを取り上げるというよりかは、むしろ、どこまで分析できるかは少しわからないところだが、その内容を見ながら、宮城県は何か特徴的なところがあるのか、他県と比べてそうであればそこに対する対応策を考えていかななくてはいけないだろうと思うし、あまり特徴的なところはなく、全国と大体同じような状況にあっても、その場合には、例えば、どちらかという、発生件数等々が低いところで行われている取組といったもの

には、こういったものがあるかとか、そういったものを参照しながら、様々なことに取り組んでいくということが、必要なのではないかなというふうに考えている。お忙しい中いろいろ大変かとは思いますが、そういった分析を進めていただければ、大変ありがたいというのがまず1点だ。

あと、質問としては、先ほど1人1台端末というところで、不登校の誘発原因になっているかどうかというようなご説明のところ、そういった可能性はあまり考えられないというか、そういった可能性は低いだろうというお話だったが、むしろ、その1人1台端末を積極的に活用していく。つまり、学びを保障していくために有効な手段として、1人1台端末を活用していくような、取組とか事例とか、そういったものがあるのかどうかそのあたりを確認させていただければと思う。

(事務局)

不登校の要因、先ほど高校教育課長がいろいろ複合的だと話された、まさに小中学校もその通りだ。私どもで独自に調査した長期欠席状況調査というものが公表されている。これについて、上がってきたものでは、不登校のきっかけとなるものが幾つか傾向として出ている。小学校でいうと、やはり気力がわかない、気力がわかないのはなぜなのだろうと、また追跡の調査も必要なのだが、気力がわかないとか勉強がわからない、やはりそういうところ。それから、中学校だと、気力がわかないから勉強がわからないもありながら、やはり不安な傾向になってしまい、どうして不安なのかというところ。そういうところが多く挙げられている。

ただその原因はやはり一人一人個々違うということでその分析をしなくてはいけないと私ども考えている。やはり不登校の低い学校というところで、その学校はどうやっているのかというのを、私どももずっと長年調査しているのだが、なかなかそういう傾向がうまく見えてこない。学校の取組と不登校について、不登校は誰にでも起こりうると言われていたところで、特効薬がなかなか見つからないというところがあるので、なお研究を進めていきたいと思っている。先ほど係が説明したいろいろな事業を展開しながら、どれが効果的なものかというところで今、いろいろな働きかけを学校に進めているところだ。

それから、1人1台端末の積極的な活用ということで、まだまだICTの授業への活用は今発展途上で、どんどん授業で使ったりすることを学校の教員も工夫しながら子供たちと一緒に取り組んでいるところだ。もちろん学校に上手く登校できない、でもちょっと授業の様子を見てみたいというオンラインの授業をする家庭と学校の関係というのも、どんどん事例として上がってきているところだ。また1人1台、端末を家に持ち帰っておいて、端末で担任とやり取りをしたりと

かも可能なので、学校に来られないお子さんと学校が繋がる有効的なツールとして、各学校で今活用しているところだ。

(内藤委員長)

野口委員からは、やはり全国との少し違いがあるというところだと思うのだが、そこを数字だけではなく内容として、なんで全国よりも高いのかというところを、これからでしょうけれども分析していただければなと思う。

以前は震災の影響とか、宮城県が不登校一番多かった、そういう時期もありましたけれども今回のご報告だと、高校生の退学も全国よりも多い、いじめも全国平均よりも高いということなので、いつまで宮城県が全国よりも高いのが続くのだろうという感じもするので、内容をお聞きしたいなということは私も思った。

それから、1人1台端末について、これは本当にごく一例ですけれども私が小学校にスクールカウンセラーに行っていて不適應の児童とも関わっているのだが、先生がオンラインのツールで課題を出したものに、その不適應のお子さんがオンラインで回答して、それに対して先生がコメントしてくれるというのがすごく有効に働いていて、勉強もみんなと同じように、すごく進んでいる感覚が本人は持っている。一例だがいいように働いているなと思っていた。あとは、全く不登校のお子さんに対して、毎日10分だけ先生もお忙しいなかだと思うが、以前は家庭訪問とかしていたのだが、今は毎日10分だけご本人と会話をしていたり、いつでも帰ってこられるような、そういう雰囲気とか関係性を作っているというのがよく見て取れていたもので、それも一例だが、いいように働いていると思っていた。

それでは、この調査結果報告について他に何かご質問等はあるか。よろしいか。

それでは次に移っていきたいと思う。(2)の宮城県いじめ防止基本方針に基づく実施計画について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

それでは、令和3年度におけるいじめ防止基本方針及び実施計画に基づいて講じた施策について説明する。この報告は、今年6月3日に開催された第1回いじめ防止対策調査委員会において、宮城県いじめ防止基本方針に基づく実施計画についてご意見をいただいたところだったが、計画に基づいて講じた令和3年度の施策についてまとめたものである。資料の2をご覧ください。

改めて、いじめ防止対策推進条例第23条に基づき策定された宮城県いじめ防止基本方針の実施計画をもとに講じた施策及び、目標指標等の取組状況をまとめたものである。

今回の資料として、令和3年度の報告書と概要版を用意した。説明は、冊子の

一番下についている。A3版三つ折りの概要版で進めさせていただく。詳細は資料2の冊子で、ご覧いただき確認いただければと思う。

それでは、概要版上段から説明する。

基本理念であるいじめ防止対策推進条例の第3条をここで示している。

その下に、令和3年度に講じた施策と目標指標における進捗状況をまとめたものである。では、中段、令和3年度に講じた施策について説明する。

まずは、1いじめ問題対策連絡協議会の設置について。この会は、児童相談所、法務局、弁護士、医師等の第三者による委員で構成されているが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症予防のため開催を見送っている。

続いて、2県教育委員会の附属機関の設置については、専門的な知識及び経験を有する、第三者による公平性、中立性を確保した附属機関である宮城県いじめ防止対策調査委員会を設置し、開催した。

次に、3の①、いじめ防止対策推進のうち、イに係る取組について、2市3町での研究指定を行い、いじめの未然防止の観点から、きずなづくり、居場所づくりを推進し、学校が楽しい、行きたいと思えるような学校づくりに取り組んだ。

次に、ロについては、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置や来所相談、電話相談、SNSを活用した相談事業、そして各相談機関等を紹介する周知カードを配布し、悩みを1人で抱え込まないように、周知を図った。

次に、ハの取組については、スクールロイヤーによるいじめ予防教室の実施や、いじめ防止動画コンクールを実施し、いじめを生まない学校づくりをしていこうという意識の醸成を図った。

次に、3の②、いじめ防止等のための教職員の資質能力の向上、生徒指導体制の充実の中の、イについての取組は、総合教育センターでの各種研修に加え、スクールカウンセラー等を講師とした校内研修を推奨するとともに、各校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心のケア支援員を配置するほか、心のサポートアドバイザー等が、学校を訪問し直接助言した。

次に、ロの取組については、すべての小中高等学校及び希望する特別支援学校に、スクールカウンセラーを配置、派遣するとともに、県内すべての市町村と希望する県立高校にスクールソーシャルワーカーを配置した。

次に、ハの取組については、スクールロイヤーを各教育事務所に配置し定期相談を実施したり、学校の求めに応じてケース会議に派遣し、助言したりするなどの支援をした。

次に、3の③、SNS ネット上のいじめの事案対象体制整備については、仙台市を除く、小中高、特、私立学校を対象に、ネットパトロールを実施し、インターネットでのいじめ被害の未然防止に努めた。

次に、3の④、学校間及び関係団体との連携協力体制整備。

⑤県立学校のいじめ防止の取組の点検充実については、警察をはじめとする関係機関と連携するほか、県立学校のいじめ対策、年間計画の策定や、いじめ案件と、個人面談の結果について、情報収集と共有、加えて、地域とともに、作る魅力ある県立高等学校支援事業を32校に指定し、地域とともにいじめ防止に取り組む土壌を育んだ。

次に、4県立学校の設置者として実施する施策については、そこに示してある。①から⑩の取組を計画し、一部を中止したのものもあるが、多くを計画通り実施した。

5私立学校に関する施策については、宮城県、市立中学校、高等学校、連合校長部会において、各学校に対し、いじめ重大事態が発生した場合の対応や報告手順などについて確認を行った。

次に、6のその他だが、県教育委員会等が主催する研修会の参加について、私立学校に研修機会の提供を行った。

最後に、目標指標における進捗状況についてご説明する。

目標指標の1は、義務教育課に係るもので、学校に行くのは楽しいと思うと答えた児童の割合は85.8%。生徒の割合は87.5%と、初期値を上回っている。これについては、魅力ある、行きたくなる学校づくりの意義や必要性が浸透し、取組が進んでいるととらえている。

次に目標指標の2についても、義務教育課に関わるもので、子供たちと遊んだり、話したりする触れ合いの時間を作っていったとの設問で、十分できた、ある程度できたと回答した学校は小学校が93.2%、中学校が91.7%であった。目標値には達していないが、今後も児童生徒の様子をきめ細かに見とっていくべきものだと考えている。

次に、目標指標の3は、高校教育課に係るもので、特別活動における、いじめの未然防止の取組の、実施状況の割合で設定している。実施実績については、62.8%で、初期値を下回る結果となったが、新型コロナリスク感染症対策による臨時休業等により、指導計画の変更があったためであると分析している。

最後に、目標指標4、特別支援教育課に係るもので、学校はいじめ未然防止及び早期発見、早期対応に努め、安心して生活できる教育環境づくりに取り組んでいると答える保護者の割合を設定した。これは、今年度からの取組であり、次年度の報告となる。以上である。

(内藤委員長)

それでは委員の皆様から質問があればお願いしたい。

(長谷委員)

いろいろ拝見して本当に様々な施策を実施しているというところで、先ほどの調査報告とその対応、その中身というところにも繋がってくるかなとは思いますが、先ほど野口委員も言っていた内容の分析というところにも関係するのだが、これだけ本当にいろいろな形が入ってきていて、例えばスクールソーシャルワーカーが活用され入るようになったりとか、それ以前にスクールカウンセラーとか、本当に大分蓄積されているものがあると思う。現在スクールロイヤーなども入っているところがあると思うので、それらの現場の方々がやられてきている中で、個々の事例ではこういった活動をしましたとか、いろいろな報告等をまとめたはあると思うのだが、実際に現場に入られた方達が、解決できたことで何が功を奏したのかとか、おそらく残念ながら、それぞれの立場に関わっていても、なかなか事態が好転しない事例なども多分、あったかと思う。そこら辺すべて本当に個々の事例があるので、それをすべてというわけにはいかないと思うが、それぞれの立場でこんなことが課題であるとか、こういったものがあればもっと事態が好転する可能性があるというようなものが、もし今後やっていく中で出していただけるものがあれば少しその辺を見ていくと、こういった施策にもさらにブラッシュアップするものにつなげていけるのではないかと思った。今後こういった施策が今は3年度の報告だが、これからも続いていくかと思うので、そういった観点も少し組み入れていただければいいかなという、質問というよりは意見である。

(事務局)

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、今は学校に相談体制、支援体制で入っている3職種というところを紹介させていただいたところだが、確かにどういう効果があつてというところは多分たくさんあるし、課題もたくさんあるのかと、私どもも、情報収集等を進めているところだ。ただ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについては、かなり定着度があり、学校に来るのが辛くなったお子さんは、学校だけで分析するのではなく、カウンセラーさんの知見、それからスクールソーシャルワーカーさんの知見も踏まえて、総合的にこういうふうな見通しを持って、取り組んでいきましょうという形で、学校の後押しをしていただいている。そして、教育以外の心理的な面、福祉的な面を支えながら道筋を示していただいているところで、非常に学校としてはありがたいところだ。

そういう意味で、子供たちのためになる、いろいろな意見をちょうだいしながら、心理の面、福祉の面から児童生徒、家庭に入っていただくというところで、非常にありがたく思っている。

具体的な効果とかそういうところはまた、私たちも頑張つて分析していきたいと思っている。

(内藤委員長)

それではその他、この施策について意見や質問はあるか。

(武田委員)

武田です。今の長谷先生のお話をお聞きしていて、すごくその通りだなと思った。私は市のスクールロイヤーをやらせていただいている、県はまた別の先生がやられているが、たまにスクールロイヤー同士で弁護士会とかで話をしているのが、異業種のスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーの先生方がどのようにいじめや不登校の事案に関わっていて、どういう立ち回りをされているのかというのが、なかなかロイヤーの側からは見えないし、他方で、おそらくカウンセラーの先生とかソーシャルワーカーの先生もロイヤーがどういうアドバイスをしているのかが、必ずしも全部伝わっているわけではなくて、同じ事案に場合によっては、いろいろな人が関わっていると思うのだが、横の関係が見えなかったり、それは個別の事案もそうですし一般論としてもどういうことをしているのか。何か意見交換とかできるといいですよねって話は出ていながら、なかなかそこを誰がやるのかということも含めて、今まであまり実現していないところかと思う。もし県の方とかで音頭を取っていただいて、そういう異業種間での意見交換とか勉強ができれば、より充実した取組に繋がっていくのではないかと思うので、ぜひ重ねてお願いしたいと思う。以上だ。

(事務局)

スクールロイヤーは一番私達の側に来ていただいて支援してくださる一番新しい職種である。県のスクールロイヤーからも実は同じような話をいただいており、一度スクールカウンセラーの代表の方と、スクールソーシャルワーカーの代表の方とロイヤーとで、情報交換会をさせていただいた。

それぞれの職種の立ち位置とか、支援の仕方とか、そういうところはやはりお互い意識なさっているようで、事例の迫り方など、いろいろ情報交換をさせていただいき、私どもも勉強になった。

もう一つ、東部教育事務所と大河原教育事務所に、児童生徒の心のサポート班というのがあり、そこは相談機能、支援機能を持っている。教育相談の係と、心理カウンセラー、それからワーカーがおり、必要に応じてスクールロイヤーも入って、機動的に相談業務、支援業務に当たるというシステムを作っており、本当にいろいろな意見をいただきながら学校現場が動けるように支援しているところだ。今後も必要に応じて、心理職、法律職そして福祉職で情報共有をしながら、教育をする地盤づくりをしていきたい。

(内藤委員長)

武田委員、よろしいか。一度そういう実績もあるということなので、回数を増やしていただくとか、仙台市の方にも広げていただくとか、そうすると助かるかなというふうに思う。やはり音頭取りの方がいないとなかなか異業種同士の横の繋がりを持つ機会がないので、ぜひよろしくお願ひしたい。それでは他に何か、皆様から意見、質問はないか。

(小幡委員)

小幡です。今後の取組としていかがかというようなところなのだが、いろいろな職種の方が、学校で相談を受けたりとかあるが、教職員の方々を増やせないか。やはり担当を持たれている先生方が非常に忙しくて、いろいろなことに時間を取られて、なかなか一つのことを集中的に行うとか、そういうのが難しい状況にどんどんなってきているのかなと思う。ある学校では、フリーで動ける教員の方を置いていて、その方にいじめ問題とかそういう子供の対応をしなければならないようなものがあつたときに中心になってもらうとか、支援してもらうとか。ベテランの方というか、そういう先生にフリーで動けるよう配置してもらっているというような話を聞いたことがある。

そういう先生方がいると、非常にスムーズに対応ができるのだというような意見もあつたので、難しいのかもしれないが、教職員の方、フリーで動ける方を増やしていただくとか各学校に複数配置していただくとか、何かそういう取組ができないかなと思った。

(事務局)

先生方が足りないとか、忙しいとか、いろいろな話があつて、教員を増やせないかという、話もたくさんある。小・中学校の義務教育だと、定数は、国の法律に基づいて配置されているということもあり、今、国としては小学校からスタートして、40人学級から35人学級という流れで、ベース改善をしている。

なかなか定数として増やすのは難しいところもあるので、今はどちらかということ、スクールサポートスタッフとか、いろいろな方々に学校に関わっていただきながら、生徒の支援というところで動いていただいている現状だ。定数については、もちろん、いろいろなところから話をいただいております、国の方に要望をしていくことになると思うが、現状としては、定数ということではなく、どちらかというサポートスタッフを少し増やして、いわゆるチームとしての学校としてカウンセラーさん、ソーシャルワーカーさん、スクールロイヤーさん、サポートスタッフさん、そういった形で学校をサポートする体制を整えていっているのが

今の状況かなというふうに思う。

(小幡委員)

そのサポートスタッフが、もともと教員の資格を持っている方とか、教員を長く続けていた方というようなことでよろしいか。

(事務局)

サポートスタッフは様々な方が入っている。もちろん教員のOBの方が入っているケースもあれば、そうでないケースもある。必ずしも教員の資格を持った方という限定にはなっていない。

(小幡委員)

高等学校だったと思うのだが、何かフリーで動ける先生が結構いるというふうに聞いたような気がする。私の聞き違いだったらあれなのだが、そういうことはないのか。

(事務局)

高等学校もやはり教員の定数、本務の教員を増やすというところは、結構ハードルがある。義務で話したものと同じように、サポートスタッフであったり、そういった形で学校支援をするような体制で動いている。小中高とほぼ同じような動きだ。

(内藤委員長)

それではその他に、何かご質問、ご意見はあるか。

(野口委員)

ただいまの教員の配置については例えば、確か義務教育学校ですとか規模による増員といいますか、加配が多分あったような気がするのだが、校長先生によってはその方をどういう職、校務分掌に当てるかということによって、例えば、教務主任ではなくフリーに動ける教員として、例えば特別支援コーディネーターとかそういった役割を担っていただくということで、全部の学校内のことに対応していくなどという例はあったかと思う。

先ほど様々な職種の方々の連絡協議会的なものと言ったらいいのか情報交換会みたいなものという話もあったが、こういった取組をされていて、例えば様々な事業が行われているかと思が、二市三町だったかそういったことで多分報告会をしていると思うのだが、報告会というか、その実践の報告のあり方というか、

そこを、すごく丁寧にやっていただけるといいのかなと思う。

割といろいろな報告会を見ても、どちらかというと機械的になりがちで、表面的なところをこうやったらこうなりましたぐらいのところ、結構多い感じがする。もう少し踏み込んで、いろいろなやりとりが、参加された先生方とできるような形にして、先ほど話があったように、具体的なところで、こんなところが実はこうだったのだとか、こういうふうに考えてこういう取組をしたのだというようにところまで、聞くことができる形の報告会ができるといいかなと考えている。そうなると、実際に役立つ、或いは、こんな時はこういうふうに考えたからと、でもうちの場合にはちょっと違うから、こう考えたらいいのかなというようなことに繋がっていくのではないかなと思っている。

あと、もう1点。私立に対しての取組と、学校に対しての取組ということで校長部会だが、指導したというのがあったけれども、なかなか私立の学校は把握しづらいところがあるかと思う。しかし、やはり県内にある学校で、県内の子供たちが通っているというところを考えると、こちらでの状況というか、いじめ等々のことについてももしっかり対応していかなくてはというふうに思うので、何かそこをうまくできないかなと、少し考えているところではあるのだが、何か方向性みたいなものはあるか。

(事務局)

一つ、協議会の成果をどう反映させていくかということについては我々の課題だと思っている。要するに、良い有効事例があった場合にそれをどのように横展開を図っていくかということと同じようなパターンだと思う。大事な視点だと思っているので、どのような手法で、どういうふうに受け入れていくのがより有効なのかということについて引き続き、検討する。

それから、私学だが、ここには連合会校長部会ということで限定的に書いてあるけれども、例えば県立学校だと校長会があり、それは全体校長会として私学の校長先生に入っていたり、そういう機会もあり情報共有を図っている。或いは県立高校で展開していることについては、私学・公益法人課を通じて情報共有を図っている。そういう動きは現状としてあり、ただそれがどこまでどういうふうにとということについては、私学には私学の大きな考え方もあるので、我々がやっているようなことについては常時私学に情報提供できるような形にはしている。

(事務局)

少し具体的な話をさせていただく。今話があったようにここ校長会というのは、公立の校長とあわせて私立の校長先生方にも入っていただく会議もある。そうい

った中で、県の施策としてこういうことを私学と一緒に取り組んでいる。

例えば、県教育委員会でもこの10年ぐらいではあるが、いじめ防止等も含めて、マナーアップ運動というものにも取り組んでいる。年に1回生徒たちが集まってマナーアップについてのフォーラム、子供たちのワークショップなども開催をしていて、それには当然私立の生徒が入っている。その中でいじめ防止の啓発活動などもやっている。あとは生徒指導主事、生徒指導部長ということになるが、会議、研修会等についても私ども主催という形にはなるが、私立の先生方に入っただけとということがある。そういったところで、いじめに対する対処法、そのことについての情報共有をしている。県教委は県立高校の管轄ということではあるけれどもそれに限らず、仙台市立、石巻市立にも高校がある。私立の高校も10数校あるので、そういったところと一体になりながら県全体として、いじめ防止等にどう取り組んでいくかということは今後も引き続きやっていきたいと思っている。

(内藤委員長)

先ほどらい出ているのは、やはり事例として研修しなければというところだと思うのだが、事例は勉強になる一方で、やはり個人情報の問題とかもあるので、範囲であるとか、研修の仕方であるとか、そういったところも検討しながらということになるのかなと思って聞いていた。

それでは、この施策についてその他に意見、質問等はあるか。よろしいか。

それでは続いて、その他になるが、冒頭であったように、会の進行上、5分間の休憩後の11時23分から非公開で行いたいと思う。会議が終了してから20分後に、報道機関に対する記者会見をこの場にて行う。会見には、私が出席するので、他の委員への個別の質問は、遠慮願いたいと思う。

それでは報道傍聴の方は、退室をお願いします。

事務局から連絡等はあるか。では休憩とする。

以 降 非 公 開

(事務局)

内藤委員長、進行大変ありがとうございました。それでは以上をもちまして、令和4年度宮城県いじめ防止対策調査委員会を終了する。